

## 勝部自治会まちづくり推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第一条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家庭内に閉じこもりがちになっている町民に、親睦の場を持っていただくことにより、“ふれあいを大切にするまちづくり”を推進いただく班に対し、予算の範囲内で交付する勝部自治会まちづくり推進事業費補助金(以下「助成金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第二条 この要綱において「班」とは、勝部自治会が定める「班」をいう。

### (交付対象者)

第三条 助成金の交付の対象者(以下「交付対象者」という。)は、新型コロナウイルス感染防止対策を行ったうえで、班の住民の親睦会を行う班とする。

### (助成金の額)

第四条 助成金の額は、3万円を上限とする。

### (助成金の交付の申請)

第五条 助成金の交付を申請するものは勝部自治会まちづくり推進事業費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、自治会に提出しなければならない。

- (1) 新型コロナウイルス感染防止対策計画書
- (2) 班員配布用チラシ(配布する場合)
- (3) 食材等の領収書(有償の備品を使用する場合はその借用書)

### (助成金交付の決定)

第六条 自治会長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは、助成金の交付を決定するものとする。

### (助成金の交付)

第七条 自治会長は、前項の規定により、助成金の交付を決定した場合、申請者に対し助成金を交付する。

### (助成金の不交付等)

第八条 自治会長は、前条の規定により助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金を交付せず、または既に助成した交付金を返還させることができる。

- (1) 第五条の規定により提出した誓約書の内容に違反したと認められる時。
- (2) 前号に掲げるもののほか、自治会長が助成金を交付することが不適切と認められた時。

### (検査等)

第九条 自治会長は、申請者及び助成金の交付を受けた者に対し、助成金の交付対象となる会に対し、報告を求め、または検査することができる。

### (委任)

第十条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、自治会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日(事項において「施工日」という。)から施工する。

(適用期間)

2 この要綱は、施工日から令和3年3月31日までの間に交付申請された助成金について適用する。

様式第1号(第六条関係)

年 月 日

勝部自治会長

申請者 班名

班

班長氏名

㊟

## 勝部自治会まちづくり推進事業費補助金交付申請書

勝部自治会まちづくり推進事業費補助金を次のとおり交付を受けたいので、下記の通り関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金交付申請額

円

2. 関係書類

- (1) 勝部自治会まちづくり推進事業実施計画書
- (2) その他添付書類
- (3) 誓約事項確認書
- (4) 実施状況がわかる写真等

以上

## 制約事項確認書

下記の内容に制約の上、□にレ点を付けてください。

- 勝部自治会まちづくり推進事業費補助金交付要綱を遵守します。
- 助成金対象事業の実施により生じた問題(苦情等)については、勝部自治会には一切迷惑をかけません。
- 助成金対象事業により取得した物品について、目的外での使用、譲渡を行いません。
- 助成金対象事業にかかる立ち入り検査が実施される場合は、誠意をもって協力します。
- 自治会費の滞納はありません。

班名

班長氏名

⑩